

C 「遺言書」があり「遺言執行者」さまがいない場合の必要書類

「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」などは原本提示が必要となります。

書類を確認させていただき、コピーを取らせていただいたうえでご返却いたします。

●遺言執行者さまの指定や選任がなく、受遺者さまが相続手続をされる場合、遺言の内容によっては、下記の書類のみではお手続きできない場合があります。

確認	書類名など	入手先
<input type="checkbox"/>	遺言書または遺言書情報証明書(原本) 公正証書遺言の場合は、遺言書謄本または正本をご準備ください。	お 客 さ ま
<input type="checkbox"/>	検認済証明書(原本) 自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合には、家庭裁判所での検認後に、ご準備ください。 なお、遺言者さまが自筆証書遺言書保管制度を利用しており、自筆証書遺言に代えて遺言書情報証明書をご提出いたたく場合は、検認は不要となります。	家 庭 裁 判 所
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の戸籍謄本(原本) 死亡事実の記載があるものをご用意願います。	市 区 町 村 役 場
<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書 相続人さま又は受遺者さまの実印での署名捺印をお願いします。	当 金 庫 窓 口
<input type="checkbox"/>	受遺者さまの印鑑登録証明書(原本) 原則発行日から6ヶ月以内のもの	市 区 町 村 役 場
<input type="checkbox"/>	外国為替及び外国貿易法に基づく確認書 ご記入、ご提出がないとお手続きができません。	当 金 庫 窓 口
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード等 喪失等の場合には、「相続手続依頼書」の指定欄にその旨をご記入ください。	お 客 さ ま
<input type="checkbox"/>	受遺者さまの本人確認書類 運転免許証、個人番号カード(裏面の写しは不要です。)等	お 客 さ ま

※亡くなられた方が、貸金庫、投資信託、公共債、ローンなどのお取引がある場合には、別途必要となる書類がございますので、お取引店舗までご連絡をお願いします。